

山陽学園大学・山陽学園短期大学 ガバナンス・コードに基づく情報公開方針

「山陽学園大学・山陽学園短期大学 ガバナンス・コード」第5章5-1(3)②に規定する情報公開方針を次のとおり策定します。

1 対象者

すべての人、全ての法人

2 公開の方法

ホームページを活用した情報の公開に加え、大学ポータルや大学案内、広報誌、各種パンフレットなどの媒体を活用して公開します。

3 公開する情報

法令等により公開が義務付けられている情報の他、教育・研究に資する情報についても自らの判断により積極的に公開します。

- ・ 法令に基づき公開が義務付けられている情報
- ・ 法律上公開が義務付けられていない情報であっても公開することが適当と認められる教育・研究に資する情報